

平成 31年度 小諸市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らすことが出来る地域社会」を地域住民と協働で創ります。

【基本方針】

基本理念に基づいて、以下の方針で事業を展開します。

- 1 住民や地域団体との協働による地域福祉の推進
- 2 地域ニーズに基づいた事業の展開
- 3 住民主体のサービスの実施
- 4 総合的な相談体制の整備

【主な事業方針】

1 支え合う地域づくりの推進

小諸市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命としており、区を単位とした支え合い活動の推進や市民活動・ボランティア活動のコーディネート等を通して、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域づくりに取り組んでいます。この活動を加速させるために昨年、市より「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体」の設置を柱とした「生活支援体制整備事業」の委託を受けました。

本年度も引き続き、生活支援・介護予防整備に向けて「生活支援コーディネーター」及び「協議体」の機能を発揮し、

「地域包括ケアシステム」を推進します。

2 障がい児通所支援事業の取り組み

昨年度より、小諸市野岸の丘総合福祉センター2階にて、障がいのある子どもさんを育てている保護者のニーズが多い「社協アスパラキッズ」指定障がい児通所支援事業を開始しました。

放課後等デイサービス、児童発達支援サービスを行うことにより、保護者への支援また通所の児童生徒に対し集団生活での適応、生活能力の向上を図り、自立を目指した支援を行ってまいりました。事業の仕組みについても検討を重ねながらの運営となりましたが、本年度は、児童発達支援サービスの周知を行いつつも、「社協アスパラキッズ」へのニーズの多い放課後等デイサービスの充実を図りながら事業を取り組みます。

3 相談体制の充実

総合相談事業は、相談件数が増加傾向で、内容も複雑で困難な事例も増えてきており、行政機関・医療機関・警察等との連携も重要となってきております。

今後の介護保険法による要介護、要支援者、要介護状態にならないようにする介護予防マネジメント、総合相談事業の利用者の増加を見据えて、地域包括支援センターについて、引き続き市と協議しながら相談体制の充実にも取り組みます。

4 日常生活支援の取り組み

障がい者等を対象とした「日常生活自立支援事業」及び「心配事相談」・「生活困窮者自立支援事業」により、利用者の安定した生活ができるよう支援してまいります。

また、就労支援、教育支援、権利擁護、納税相談、公共料金の支払いなど幅広い相談支援を実施するため、市及びハローワーク等と連携し相談機能のネットワーク化を図ります。

5 中期的計画の策定

少子高齢化や人口減少の進展による、国の制度改革や福祉事業の環境が変化する中で、小諸市社会福祉協議会が継続して、地域福祉の充実を図る組織としての役割を果たしていくためには、中長期的な経営計画が求められております。この計画を「発展強化計画」と位置づけ、昨年度より策定に向けた取り組みを進めております。

市が計画策定を進めている「地域福祉計画」と小諸市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の改定と整合を図りながら、小諸市社会福祉協議会の将来に向けた「ありたい姿」の計画策定に向けて取り組みます。

6 法人運営部門の充実

支え合う地域づくり、高齢者・障がい者・生活困窮者支援、総合相談事業など、多岐にわたる事業を長期的に安定的に実施するためには、各部門間相互の事業展開の総合的な調整を行うとともに、組織全体の戦略を立て、調整しながら推進していく組織の要の役割を果たしていく部門が重要となります。

そのために、組織運営を支える法人運営部門の組織の充実を図ります。

引き続き、地域福祉活動計画に掲げた「住民同士の支え合い」について、市を始めとする関係機関、地域の皆さんと「地域総合相談・生活支援システム」の構築をはかり、少子高齢型人口減少社会、障がい児・者支援、生活困窮者支援、孤立など多様かつ複雑な地域の課題に対応した、地域福祉の向上に努めます。